

令和2年12月14日

文化庁長官

宮田 亮平 殿

文化審議会会長

佐藤 信

授業目的公衆送信補償金の額の認可について（答申）

本件は、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第104条の13第1項の規定に基づき、令和2年9月30日付けで一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「協会」という。）より文化庁長官に申請があったものであり、文化庁長官から、同条第5項の規定に基づき、文化審議会にその認可について令和2年10月12日付け令和2年諮問第88号で諮問が行われたものであります。

著作権分科会使用料部会において、『改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準（平成30年11月14日文化庁著作権課）』を妥当なものとして採用し、令和2年10月23日及び11月16日に、協会及び教育機関の設置者団体の意見を聴いた上で審議を行った結果、協会に対し、授業目的公衆送信を行う都度支払う場合の手続の緩和、公開講座・免許状認定講習における料金体系等について再検討を求めたところ、協会から補正された申請書が提出されました。当該補正後申請書に基づき、12月8日に審議を行った使用料部会の結果を受けて、12月14日に著作権分科会で審議を行った結果、諮問のあった授業目的公衆送信補償金の額の認可については、以下の理由により、適正な額であると認められるため、認可することが相当であるとの結論を得ました。

<認可の理由>

- ① 額の水準については、審査基準において、通常の使用料の額や諸外国の補償金額の例などが判断要素の一つとなっているところ、著作物等の使用料は基本的に市場原理で定まるものであるため、補償金の適正額を一律に決められるものではないが、学生等一人当たりの単価等の根拠について一定

の説明をした上で、教育機関の設置者団体からのできるだけ低廉にとの要望に応え、権利者団体が合意できる範囲内で更に減額をし、低廉な額としているものと考えられる。

- ② 料金体系については、包括料金はオンライン授業の頻度に関わらず学生数等に応じて定めるものであり、併せて都度支払いの料金も設定していることから、教育機関の利用の現状と今後のニーズの見通しに応えるものと考えられる。
- ③ コロナ禍における経過措置が必要との意見については、コロナ禍の経済的影響は文化芸術関係者にも深刻であるところ、既に令和2年度に特例的に無償としており、これ以上の配慮が困難であることは理解できる。

なお、（ア）協会の作成した授業目的公衆送信補償金規程案附則第2項に規定する、実施の日から3年を経過する毎に行う実施後の状況を勘案した検討及びその結果に基づく必要な措置については、文化庁が協会に対し適切に指導監督を行うべきこと、（イ）補償金の分配については、法第104条の14の規定に基づき指定管理団体が文化庁長官に届け出なければならない補償金関係業務の執行に関する規程において、著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）第22条の5第2項の規定に基づき協会が補償金の個々の権利者への分配方法の詳細（権利者不明等の場合の分配方法を含む。）を明らかにするとともに、利用者を含め広く社会に対し、より丁寧に説明すべきことを申し添えます。

以上